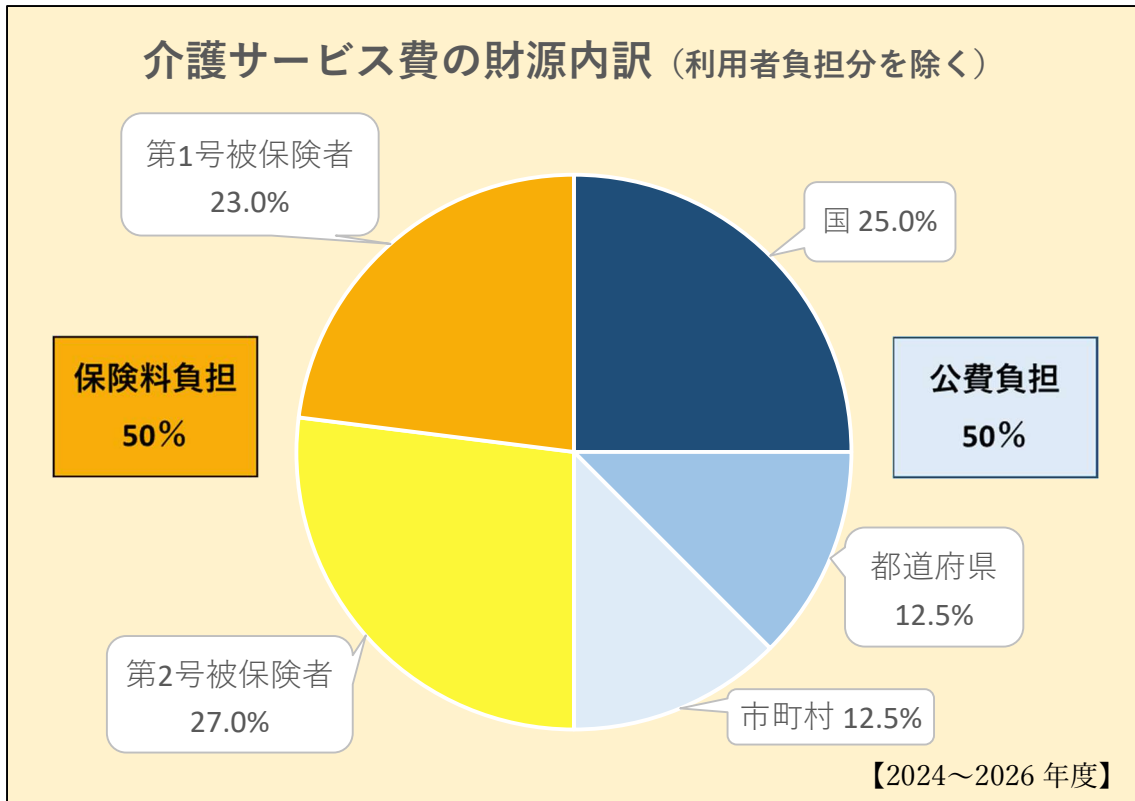


介護保険料とその納め方

1. 介護保険制度における財源



介護サービスを利用することによって生じる費用は、利用者負担分を除き、50%が国をはじめとした公費（税金）で賄われ、残り50%は被保険者から徴収される介護保険料で賄われています。そのうち、65歳以上の第1号被保険者の方からの保険料が23%、40～64歳の第2号被保険者の方からの保険料が27%となっています。

2. 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の賦課

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、原則として、基本額に下表にある所得段階に応じた保険料率を掛け合わせて算定されます。ただし、各市町村が独自に段階数を増やしたり、保険料率を変更したりすることも可能で、実際の保険料額は、お住まいの市町村が定める条例によって決められています。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	世帯全員が市町村民税非課税					本人が市町村民税非課税							
対象者	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③年金収入等が80万円以下					本人が市町村民税課税							
	年金収入等が80万円～120万円以下	年金収入等が120万円超	年金収入等が80万円以下	年金収入等が80万円超	年金収入等が80万円超	合計所得金額120万円未満	合計所得金額120万円～210万円未満	合計所得金額210万円～320万円未満	合計所得金額320万円～420万円未満	合計所得金額420万円～520万円未満	合計所得金額520万円～620万円未満	合計所得金額620万円～720万円未満	合計所得金額720万円以上
保険料	基準額×0.455	基準額×0.685	基準額×0.69	基準額×0.9	基準額	基準額×1.2	基準額×1.3	基準額×1.5	基準額×1.7	基準額×1.9	基準額×2.1	基準額×2.3	基準額×2.4

3. 愛知県の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

《2024～2026年度（第9期計画）保険料額（月額）》

愛知県	5,957円
全国平均	6,225円

※県内の各保険者（市町村）の介護保険料額については、当課のホームページ [【こちらから】](#) をご覧ください。

4. 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（月額）の推移

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
愛知県	2,737円 (-)	2,946円 (+7.6%)	3,993円 (+35.5%)	3,941円 (-1.3%)	4,768円 (+21.0%)	5,191円 (+8.9%)	5,526円 (+6.5%)	5,732円 (+3.7%)	5,957円 (+3.9%)
全国	2,911円 (-)	3,293円 (+13.1%)	4,090円 (+24.2%)	4,160円 (+1.7%)	4,972円 (+19.5%)	5,514円 (+10.9%)	5,869円 (+6.4%)	6,014円 (+2.5%)	6,225円 (+3.5%)

(注) カッコ内は対前期比

愛知県の介護保険料は、全国平均と比較して、制度当初からやや低い水準と なっていますが、金額自体は徐々に高くなっています。これは、介護サービス を利用する高齢者の方が増加するとともに、当該制度が高齢者の方々の生活を 支援するものとして定着してきたことが要因として考えられます。

5. 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の納付

《特別徴収》

介護保険料は、老齢年金や遺族年金、障害年金等が月額15,000円（年額18万円）以上支給される方については、原則として当該年金から天引きする方法により納付します。

《普通徴収》

上記の年金額が月額15,000円に満たない方や、特別徴収による天引きの手続中の方については、個別に保険者（市町村）から送付される通知（納付書など）に基づいて保険料を納付します。

6. 介護保険料を滞納された場合の措置

介護保険制度は、共同連帯の理念に基づき被保険者の方が相互に保険料を負担し合う社会保険制度として存在しています。そこで、被保険者間の公平性を確保するため、保険料を滞納されている方については、その期間に応じて一定の措置を講ずることとされています。

《滞納期間が1年以上となる場合》

⇒保険給付の支払方法の変更（償還払い）

本来であれば、介護サービス費用の1割（所得によっては2割又は3割）を自己負担いただくところ、一旦、介護サービス費用の全額（10割）をお支払いいただき、後日、保険者（市町村）に申請の上、自己負担分を超える9割（所得によっては8割又は7割）分の払い戻しを受けることになります。

《滞納期間が1年6か月以上となる場合》

⇒保険給付の一時差止、差止額からの滞納保険料控除

保険者（市町村）から償還を受ける介護サービス費用の9割（所得によっては8割又は7割）分の保険給付の全部又は一部の支払いが一時的に差し止められます。また、場合によっては差し止められた保険給付額から、滞納となっている保険料の額が控除されることがあります。

《滞納期間が2年以上となる場合》

⇒保険給付の減額、高額介護サービス費等の不支給

2年以上の滞納により、保険料の徴収権が時効消滅した期間がある場合、その期間に応じた一定の期間、保険給付の割合が介護サービス費用の7割（現役並み所得者の場合は6割）に引き下げられます。

また、高額介護サービスや特定入所者介護サービス費などの給付を受けることもできなくなります。

※介護保険制度は、被保険者の皆様がその所得に応じた保険料を負担し合うことで成り立っています。必ず期限までに納付いただくようお願いします。

7. 第2号被保険者の介護保険料について

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納付することになります。（医療保険料と同様、半額は事業主が負担します。）